

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



携帯電話ショップの店頭にある販促物(小分けの洗剤)をもらった長野県内のあるイオン銀行の副店長が懲戒解雇になった。懲戒解雇は不当として、副店長は、地裁に訴えた。 東京地裁判決 2024.3.8 (日経新聞 2024.5.12 の記事を参考にした)

1. 事実関係

2023年3月ある日、長野県のイオン銀行の副店長が、同じ商業施設内にある携帯電話ショップの店頭にある販促物の小分けにしてある洗剤を取った。(もらった。)店頭には、「おひとり様1個ご自由にお取りください」と書いてあった。副店長は、営業前であったが、もらった。その日の昼、商業施設の管理会社の担当者が銀行を訪ねてきた。防犯カメラを確認してきたといわれた。

担当者は「営業時間外の取得は窃盗。まさか銀行員が犯人とはがく然とする」と言った。携帯電話ショップの店長は、副店長の謝罪も会いたくないといって拒んだ。

1か月後、副店長のもとに銀行から通知が届いた。

- ①販促物の取得は窃盗罪に該当する。明確に法令、社会的規範、行動規範に反する。
- ②金銭その他の有価物を扱う銀行職員が決して犯してはならない重大な非違行為である。よって、懲戒解雇するとあった。

副店長は2023年7月に従業員としての地位があるとして、東京地裁に訴えた。

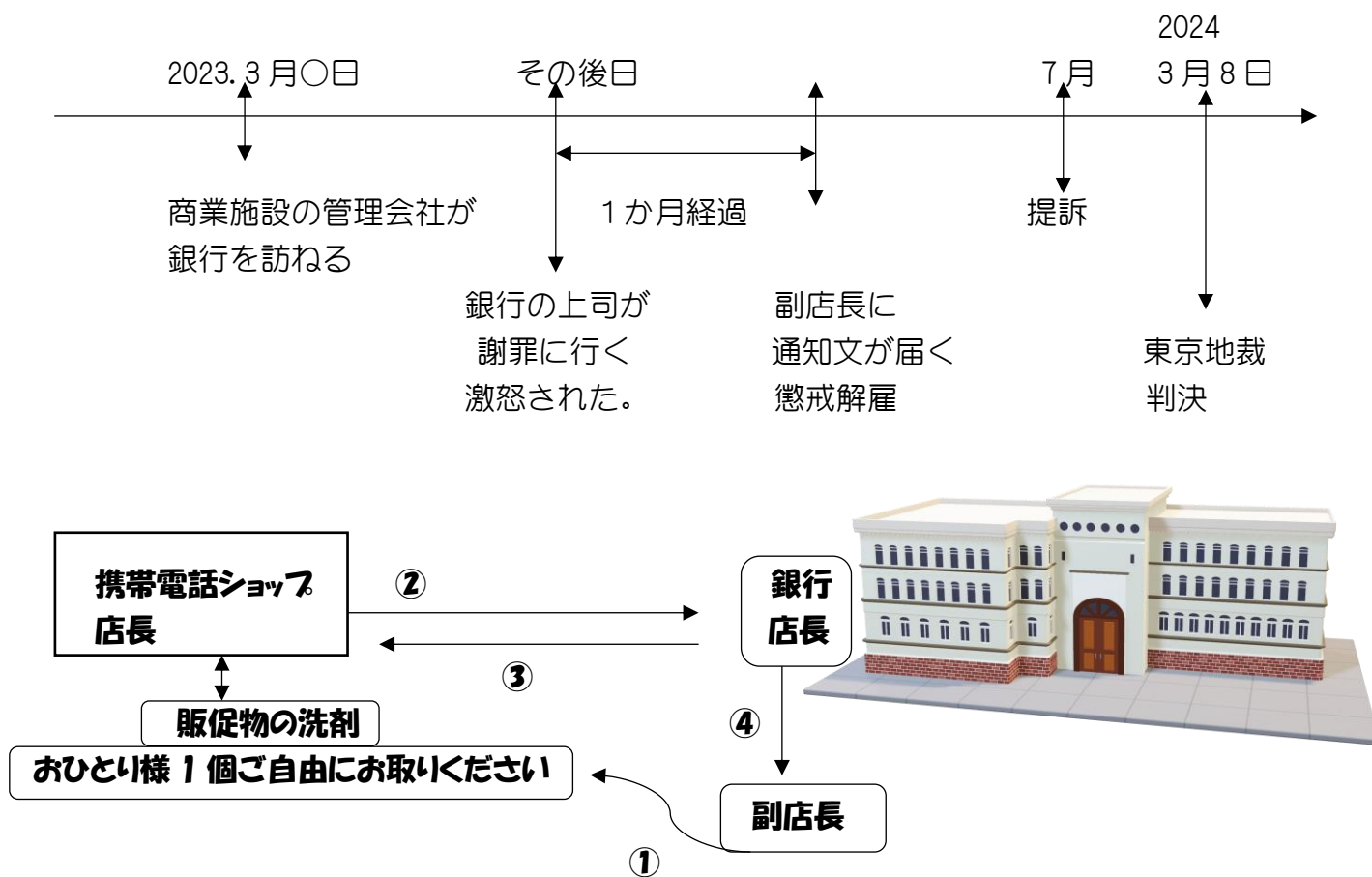
2. 裁判での銀行側の主張

- ①副店長は、販促物の洗剤を一日1個合計11個を持ち帰って自宅で使用した。
- ②販促物は営業時間内に手に取ってもらうからこそ意味があり営業前に取得する行為は携帯電話ショップの意思に反する。一人1個とは配布期間中1個という意味で、連日持ち帰った行為は窃盗罪に該当する。
- ③処分が重くなった理由は、銀行員という職種の特性がある。
問題発覚以降、携帯電話ショップの店長から「副店長に同じフロアにいてほしくない」また、他の行員までもショップ前の通路を使わないようにと迫られた。
預金者の信用を失えば取り付け騒ぎが生じて、資金繰りが破綻し他の銀行にもリスクが伝播して銀行が連鎖的に破綻し金融恐慌が生じると、銀行側は処分の厳正さを強調した。

3. 銀行の副店長側の主張

- ①営業時間前だったとしても通行人が手に取れる場所であり携帯電話ショップは取得を許容していたといえる。
- ②取得した行為は、窃盗罪に当たらず、副店長自身も潜在的な顧客である以上は非難される行為ではない。

③私の行為に起因して取り付け騒ぎなど起こるはずもない。あまりにも過度な制裁である。



4. 窃盗罪の定義

窃盗罪とは、他人の所有物をその人の意思に反して自分の専有下に置いた場合に成立する。副店長の行為は窃盗罪に当たるかが問題となる。

5. 裁判所の判断

2024年3月8日の東京地裁では、

- ①店頭で販促物を置く目的は、商品などへの興味関心を引き、店舗に足を向けてもらい購入などにつなげることと確認する
- ②営業時間前に洗剤を持ち帰った副店長の行為は窃盗罪に該当すると判断した
- ③副店長という立場での窃盗行為を厳しい非難に値するとし、実際に信頼を大きく失墜させたとして、懲戒処分は避けられないと断じる。
- ④その一方で、業務中の窃盗ではないことや販促物がそれほど高価なものではないことなどから緩やか処分を選ぶことも十分可能で最も重い解雇を選択したのは重すぎる。
- ⑤最後に、解雇処分は無効とし、判決が確定するまで間の賃金の支払いを命令するとした。

6. その後と私の考え

- ①銀行側は、控訴しなかった。
- ②携帯電話ショップの店長は銀行の副店長を訴えなかった。
- ③イオン銀行の副店長に対する懲戒処分の決定は、もう少し熟慮が必要であろう。
- ④副店長が労働審判ではなく、地裁に提訴の前後の段階で、イオン銀行は交渉が必要であった。